## ひと筆

## 私が古い法律書を買い集める理由



福岡県弁護士会会員 鐘ケ江 啓司

私は、ごく普通の街弁です。福岡で個人事務所を経営し、刑事弁護や中小企業の トラブル、離婚・相続、交通事故などを取り扱っています。

そんな私ですが、ひとつ他の会員と比べて変わったところがあります。古い法律 書を多数購入しているということです。私は、独立開業した2012年から、多くの法 律書を買うようになりました。最近は、1日あたり1万円以上の法律書を買い続けて います。古い法律書については、定価より高い値段がついていることもしばしばあ ります。しかし、必要と思えば躊躇なく購入します。1冊の本に5万円以上支払った ことも何度もあります。2020年度の図書関係費は420万円を超えました。個人事務 所としてはかなり多い部類ではないでしょうか。

では、私がなぜこんなに法律書を買うようになったのか。それは、私の弁護修習 の指導担当であり、かつ、登録時に私を採用した春山九州男会員(福岡県弁護士会) の影響です。

もう20年も前の話になりますが、私は、高校3年生の頃に、落葉状天疱瘡という 難病で3か月間入院しました。今でも治療を継続しています。自己抗体が表皮の細 胞を攻撃し、全身の皮膚に水疱やびらんを作るもので、若い世代で発症することは ほぼないばかりか、日本でも約6000人程度の患者数しかおらず、根治する治療法が 見つかっていないというまれな疾病です。

九州大学法学部を受験して合格したものの、病気は一向によくなりませんでし た。日光にあたると悪化するので、ほっかむりをして大学に通っている状況でし た。大学3年生になっても治る見込みがなく、一般企業への就職も困難ということ で、「自活するための資格を取ろう」と考え、司法試験を受けることを決断しました。 奨学金を借りて、九州大学法科大学院に進学し、なんとか1回で司法試験には合 格しました。しかし、やはり病気は治らず、就職は困難でした。特に私の世代(新

63期) は就職難の世代で、何も問題を抱えていない順風満帆と思われる同期でも就

## ひと筆

職活動にとても苦労していました。私も多数の事務所に応募しましたが、ほぼ書面 落ちしています。先輩弁護士も参加する飲み会に参加してみたこともありますが、 「君みたいな人じゃ弁護士としてやっていけないよ。」 などという心ない言葉を投げ てくる人もいて、私は、ますます自信を喪失して萎縮していました。今考えると、 とんでもない先輩弁護士なのですが、その当時の私は「ご指導ありがとうございま した。|といったお礼状まで出していたのです。

就職先がなく途方にくれていた私を採用してくれたのが、弁護修習の指導担当者 であった春山九州男会員でした。それまでの就職活動の厳しさに、すっかり萎縮し てしまっていた私に対して、「僕は君を投げ出すようなまねはしない」という温か い言葉をかけてくださったときの感動は今でも忘れられません。

そこで、2年間みっちり鍛えていただき、3年目に独立しました。独立の際にいた だいた言葉が「君は学識で勝負しなさい」というものです。私をじっくり2年間観察 し、そこに私の強みがあると思われたのでしょう。春山九州男会員からは、弁護士 としてどう生きるかについて、たくさん大事なことを教えていただきましたが、特 にこの言葉が印象に残っています。この言葉がきっかけで、私は法律書を買い続け る人生に一歩踏み出すことになったのです。

法律書を買うときには、新しいものを選ぶのが普通だと思います。もちろん私も 新刊を購入します。しかし、現在の問題に関しても、案外「昔の本」にヒントが隠 されている場合も少なくありません。良い記述や、良い裁判例でも、近時の体系書 や判例検索データベースに取り上げられなかったことで忘れられてしまっているこ とも多々あります。また、最高裁判例も、当時の法律書を踏まえて読むことでその 意味が理解できることもあります。古い法律書も、当時は「最新」の法律書だった のですから。そうしたものを発見して、掘り起こしたときには「やった!」という 気持ちになります。我妻榮先生の『新訂物権法(民法講義Ⅱ)』(岩波書店、1983年) にある一文から、敗訴判決を逆転することができたこともあります。この経験は、 今でも忘れられません。読まれない文献は存在しないものと同じですが、実務で活 用することにより息を吹き返します。

今は、インターネットで検索するだけで多くの情報が得られます。判例データ ベースで検索をするだけで、裁判例も多数見つけられます。それに、近時の実務家 向けの本をめくれば、大体の事件については解決できるでしょう。しかし、それで 解決しない場合、あるいは得られた結論が依頼者の要望に合致しない場合もありま す。そういったときに、古い法律書を買い集めていることが意味を持つのです。こ こまでする弁護士はなかなかいません。だからこそ、やる意味があると考えていま

## ひと筆

す。

なお、私は警察官向けに作成された書籍もかなり購入しています。これも他の弁 護士はあまり購入していないようです。

しかし、警察実務がどう動いているのかを知るためには、警察官向けの書籍が一 番参考になります。ここでしか得られない実務知識もあります。

一例を挙げると、高森高徳編著『新 事件送致書類作成要領 一件書類記載例中 心』(立花書房、2010年)20頁にはこのような記載があります。

「公判前整理手続に付される事件については、捜査報告書も証拠開示の対象とさ れることがあるので、捜査報告書を作成する場合には、捜査の進捗状況や見通し等 を考慮し、作成の要否や時期を適切に判断する必要があり、場合によっては、これ らにつき担当検察官と打ち合わせをすべきである。また、捜査手法や捜査協力者等 で秘匿しなければならない情報については、記載しないようにする。」

こういった話はなかなか表にでないのですが、警察官向けの本にはさらりと書か れています。証拠の見え方が変わることは言うまでもないでしょう。

最近は、法律書も、どんどん電子書籍化が進み、サブスクリプションモデルの サービスも複数出てきました。私は利用したことがないですが、定額料金を支払え ば、登録されている書籍や雑誌の横断検索ができるようです。確かに便利でしょう。

しかし、そうなると、更に古い法律書については顧みられることが少なくなり、 過去の知恵が忘れられていく傾向も進むと思っています。私は、これからも古い法 律書を集めて、過去の知恵を実務に生かしていきたいと思っています。